

身体障がい者等に対する軽自動車税(種別割)の減免について (令和2年4月1日より)

区 分		身体障がい者・戦傷病者自身が運転する場合	身体障がい者・戦傷病者と生計を一にする(注2)者又は常時介護する(注3)者が運転する場合		
減免の対象となる障がいの範囲	身体障がい者手帳	視 覚 障 がい	1級から4級まで	左に同じ	
		聴 覚 障 がい	2級及び3級	左に同じ	
		平 衡 機 能 障 がい	3級	左に同じ	
		音 声 機 能 障 がい	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		
		上 肢 不 自 由	1級及び2級	左に同じ	
		下 肢 不 自 由	1級から6級まで(注1)	1級から3級まで	
		体 幹 不 自 由	1級から3級まで及び5級	1級から3級まで	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級	左に同じ
			移動機能	1級から6級まで(注1)	1級から3級まで
		心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障がい		1級から4級まで	1級から3級まで
	免 疫 機 能 障 がい		1級から4級まで	1級から3級まで	
	戦傷病者手帳	視 覚 障 がい	特別項症から第4項症まで	左に同じ	
		聴 覚 障 がい	特別項症から第4項症まで	左に同じ	
		平 衡 機 能 障 がい	特別項症から第4項症まで	左に同じ	
音 声 機 能 障 がい		特別項症から第2項症まで(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)			
上 肢 不 自 由		特別項症から第4項症まで	左に同じ		
下 肢 不 自 由		特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症まで		
体 幹 不 自 由		特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症まで		
心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障がい		特別項症から第3項症まで	左に同じ		
知的障がい	療育手帳	A判定			
	愛護手帳(名古屋市独自)	1度若しくは2度又はA判定			
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳	1級			

○2以上の障がいがある場合には、それぞれの級別より上位の級別が記載されることがありますが、減免にあたっては、**それぞれの級別で判定します**ので、必ずしも身体障害者手帳の級別とは同一ではありません。

○構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等については、構造減免制度をご利用ください。

○自動車検査証(車検証)に、「自家用」ではなく「事業用」とある場合は、減免の対象にはなりません。

(注1) 下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の級別が7級に該当し、他の障がいを有することにより身体障害者手帳の交付を受けている者については、これらの障がいの級別を6級とします。

(注2) 「生計を一にする」とは、日常生活の資を共通にしていることをいいます。(福祉事務所による証明書が必要です。)

(注3) 「常時介護する」とは、障がい者の方のみで構成される世帯の障がい者の方の自動車を専ら障がい者の方のために、継続して日常的に運転する場合が該当します。